

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 1 南相馬市災害廃棄物処理業務委託
	履行場所	南相馬市地内
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物について、管理、分別、運搬・処分等の各業務を行うもの。
相手方	名称	一般社団法人福島県産業廃棄物協会
	代表者	会長 佐藤 俊彦
	所在地	福島県福島市中町4番20号 みんなゆビル4階405号室
根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>東日本大震災により大量に発生した災害廃棄物については、本市の対処能力を遥かに超えた規模であり、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、福島県は一般社団法人福島県産業廃棄物協会との間で「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」を平成19年3月27日付けで締結しており、同協定第3条に基づき、南相馬市への緊急支援を同協会に要請し、上記業者が平成23年7月1日より受託し遂行してきた経過がある。</p> <p>同協会は廃棄物処理法及び廃棄物処理の技術に精通しており、県内産廃処理業者を掌握し、本業務を遂行するにあたり、上記の知識や経験を有する技術者を協会内に多数確保するなど、緊急業務に対応した迅速かつ的確な応援体制を構築し得る組織体制を有しており、災害廃棄物処理事業に係る管理、分別、運搬・処分等の各業務を包括的に行うことのできる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約をするものである。</p>	
工事等担当課名 { 生活環境課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 3 エレベーター点検業務委託（南相馬市立鹿島小学校）
	履行場所	南相馬市立鹿島小学校
	種類	業務委託
	概要	南相馬市立鹿島小学校に設置しているエレベーターについて、建築基準法の規定により定期点検及び法令点検を行い機能維持を図るもの。
相手方	名称	東芝エレベーター株式会社 東北支社
	代表者	支社長 村山 岳司
	所在地	宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2番3号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、南相馬市立鹿島小学校の給食用エレベーターの設置業者であり、遠隔監視システムにより保守点検を行っていることから、他の業者では対応が不可能なため、当該業者との随意契約とする。</p>	
<p>工事等担当課名 [教育総務課]</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 4 水道施設管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種類	業務委託
	概要	牛越浄水場及び牛来浄水場の中央監視業務を行うものである
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目 78 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [水道課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 6 浄化槽清掃業務委託 (鹿島区教育施設)
	履行場所	鹿島小学校外 3 基 (鹿島小学校校舎、鹿島小学校屋内運動場、八沢小学校、南相馬市給食センター)
	種 類	業務委託
	概 要	浄化槽法第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づき、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年 1 回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相 手 方	名 称	門馬清掃有限会社
	代 表 者	代表取締役 門馬 広毅
	所 在 地	南相馬市鹿島区江垂字深町 5 - 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 1 項に基づき、南相馬市では区毎に浄化槽清掃を行う許可業者を 3 社としている。鹿島区では門馬清掃有限会社であり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している鹿島区で唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 (教育総務課)		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 7 浄化槽清掃業務委託(原町区教育施設)
	履行場所	高平小学校外9基
	種類	業務委託
	概要	浄化槽法第9条及び第10条の規定に基づき、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年1回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相手方	名称	株式会社昭和衛生センター
	代表者	代表取締役 田原義久
	所在地	南相馬市原町区日の出町496番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に基づき、南相馬市では区毎に浄化槽清掃を行う許可業者を3社としている。原町区では株式会社昭和衛生センターであり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している原町区で唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名〔教育総務課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000010 農業集落排水処理施設維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市 鹿島区浮田字浮田 地内外
	種類	業務委託
	概要	農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ場維持管理業務を委託する。
相手方	名称	相双衛生(株)
	代表者	代表取締役 渡部周二
	所在地	南相馬市原町区上渋佐字原田176番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本施設（501人槽以上）の維持管理を行うにあたり必要である浄化槽技術管理者の資格を有するのは市内において上記業者のみであるため随意契約する。</p>	
<p>工事等担当課名 { 下水道課 }</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 1 4 自家用電気工作物保安管理業務委託(原町水道事業)
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種類	業務委託
	概要	受電設備、配電設備、電気使用場所の設備、非常用予備発電機等の保安管理業務を行うものである。
相手方	名称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代表者	事業本部長 茂木 康雄
	所在地	福島県福島市矢剣町1番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、当該設備を熟知しており、災害等の緊急時には迅速に専門技術者を派遣することが可能な業者で、当該施設の安全の確保ができることから当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000018 水道給・配水施設漏水通報待機業務委託
	履行場所	南相馬市原町区内（対象施設 水道配水管及び給水装置）
	種類	業務委託
	概要	漏水通報により水道水か否かの現場確認作業及び修繕工事の実施時期の判断並びに緊急時の現場処理をするもの。
相手方	名称	南相馬市管工事協同組合
	代表者	理事長 齊藤 一美
	所在地	南相馬市原町区二見町二丁目 99-6
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本委託業務は漏水通報に伴う水道施設からの漏水か否かの確認及び修繕工事の実施時期の判断並びに緊急時の現場対応など、高度な技術力と判断力を必要とするため、市内の給・配水施設を熟知しており漏水修理及び水道管布設工事の実績がある組合員で構成する南相馬市管工事協同組合と随意契約したい。</p>	
工事等担当課名 { 水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 2 2 自家用電気工作物保安管理・デマンド監視業務委託
	履行場所	石神第一小学校外 2 0 校
	種類	業務委託
	概要	学校施設の電気事業法に基づく保安管理業務である各種点検（月次点検、年次点検、臨時点検等）を行い、又、事故発生時の指導助言、立入検査をするなど施設の安全確保を図る保守点検業務を行う。 また、デマンド監視装置のウェブ閲覧サービスにより、電力計測・電気使用量の管理を行い、デマンド値抑制のアドバイスを受け、電気料金の削減を図る。
相手方	名称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代表者	事業本部長 斎藤 繁夫
	所在地	福島県福島市矢剣町 1 番 2 2 号
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、当該設備を熟知しており、災害等の緊急時には迅速に専門技術者を派遣することが可能な業者で、当該施設の安全の確保ができる。また、設置されているデマンド監視装置のウェブ閲覧サービスの提供があった業者でもあり、当該監視装置を利用した業務の遂行ができる当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 2 5 南相馬市水道料金徴収等業務委託
	履行場所	建設部水道課・下水道課（南相馬市原町区三島町一丁目 43 番地の 1）
	種類	業務委託
	概要	水道料金等算定に係る検針、調定、収納、滞納整理業務等の徴収業務 給水装置工事申請受付等業務 排水設備工事申請受付等業務
相手方	名称	株式会社 日本ウォーターテックス
	代表者	代表取締役 増田 眞理
	所在地	埼玉県幸手市緑台一丁目 1 9 番 1 1 号
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>業務の規模、専門性、特殊性を考慮すると、経済性、効率性を確保し、市民サービスの連続性を維持する必要があるため、これまで当該業務を受託し業務を遂行している当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [水道課・下水道課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 2 8 横川ダム施設維持管理業務委託
	履行場所	横川ダム管理事務所
	種類	施設の維持管理
	概要	横川ダム幹線水路の除草清掃等、受益地内の水路巡視、及び施設の維持管理業務を委託するもの。
相手方	名称	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記業者のシルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [農林水産課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 2 9 高の倉ダム施設維持管理業務委託
	履行場所	高の倉ダム管理事務所
	種類	施設の維持管理
	概要	高の倉ダム幹線水路の除草清掃等、受益地内の水路巡視、及び施設の維持管理業務を委託するもの。
相手方	名称	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記業者のシルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 農林水産課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 1 エレベーター設備点検業務委託
	履行場所	浮舟文化会館（小高生涯学習センター）
	種類	業務委託
	概要	エレベーターの正常な運転機能を維持するため、技術員の派遣及び常時遠隔監視を行い、適切な点検とプログラムによる整備や必要と判定した場合は機器を構成する部品の修理又は取替を行う。
相手方	名称	株式会社 日立ビルシステム 東北支社
	代表者	石塚 元
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目1番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>遠隔監視システムにより、常時一元的な保守管理及びエレベーターのメンテナンスと一体的な対応が可能な、当該エレベーターの設置業者である当該業者と随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 2 小高区役所本庁舎警備業務委託
	履行場所	小高区役所
	種類	業務委託
	概要	夜間等における施設の防犯、防災、保全を図るため、警備機器の設置による警備業務を委託するもの
相手方	名称	福島総合警備保障株式会社
	代表者	代表取締役社長 小田部 勝浩
	所在地	郡山市喜久田町字松ヶ作16番地98
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、当該施設の警備に係る機械設備やその他の器具を設置し、遠隔監視システムを取付けている業者で、現在設置している機械設備を使用することで、設置費用等の軽減が図られることから当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [小高区地域振興課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 3 3 南相馬市就業改善センター警備業務委託
	履行場所	南相馬市就業改善センター
	種類	業務委託
	概要	施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、施設の保全を図り、正常な運営を確保するため警備業務を行う。
相手方	名称	福島総合警備保障株式会社
	代表者	代表取締役社長 小田部勝浩
	所在地	福島県郡山市喜久田町字松ケ作 1 6 - 9 8
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は施設の防犯、防災、保全を目的に警備を行うものであり、常時、施設状態を正確に監視及び把握し、緊急時には迅速に対応することが求められる。</p> <p>当該施設においては警備装置による遠隔監視を行っているが、既存の装置を取り扱えるのは上記業者のみであることから、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 4 小高コミュニティセンター警備業務委託
	履行場所	小高コミュニティセンター
	種類	業務委託
	概要	施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、施設の保全を図り、正常な運営を確保するため警備業務を行う。
相手方	名称	福島総合警備保障株式会社
	代表者	代表取締役社長 小田部勝浩
	所在地	福島県郡山市喜久田町字松ヶ作 1 6 - 9 8
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、当該施設の警備に係る機械設備やその他の器具を設置し、遠隔監視システムを取付けている業者で、現在設置している機械設備を使用することで、設置費用等の軽減が図られることから当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 3 6 エレベーター保守点検業務委託(南相馬市役所)
	履行場所	南相馬市役所
	種類	業務委託
	概要	エレベーターの正常な運転機能を維持するため、技術員の派遣及び常時遠隔監視を行い、適切な点検とプログラムによる整備や必要と判定した場合は機器を構成する部品の修理又は取替を行う。
相手方	名称	株式会社 日立ビルシステム 東北支社
	代表者	石塚 元
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目1番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>遠隔監視システムにより、常時一元的な保守管理及びエレベーターのメンテナンスと一体的な対応が可能な、当該エレベーターの設置業者である当該業者と随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 [財政課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 3 7 税務申告支援システム運用サポート業務委託
	履行場所	税務課
	種類	業務委託
	概要	住民税の申告・課税業務で、平成24年度から運用している税務申告支援システムの各種サポート業務について委託するもの。
相手方	名称	株式会社 日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>契約業者は当該システムに精通し、専門の知識・技術を有していることから、各種業務を限られた期間内に、適正かつ迅速に対応でき、また既存データ及び機能に不整合や悪影響が発生した場合も迅速な対応ができるため、地方自治法施行令第167条の2第2号の理由により随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [税務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 3 8 平成 26 年度固定資産税納税通知書等作成業務委託
	履行場所	税務課資産税係
	種類	業務委託
	概要	平成 26 年度固定資産税納税通知書を作成するにあたり、課税に必要なデータを作成し、納税通知書に当該データの印字を行うもの。
相手方	名称	株式会社 日立システムズ 東北支社
	代表者	支店長 奈良 芳文
	所在地	仙台市青葉区本町 2 - 1 5 - 1
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>固定資産税に関しては、課税システムから納税通知書に印字するデータを抽出したうえで、義務者ごとに所有物件数が異なってくるデータを適切に反映させることから、当該システムに精通した上記事業者以外では業務が困難であるため、随意契約をおこなうもの。</p>	
工事等担当課名 [税務課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000039 南相馬チャンネル管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区・鹿島区地・小高区内
	種類	業務委託
	概要	南相馬チャンネルのコンテンツ制作及び放送施設の保守管理を行う
相手方	名称	株式会社ヨーズマー 南相馬スタジオ
	代表者	代表取締役 野口 高志
	所在地	福島県南相馬市原町区旭町 2-34 モ・オフィス101
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>南相馬チャンネルは、地上デジタル放送に移行した際生じる空きチャンネルを利用した、全国で初めてとなるテレビ放送（フルセグ放送）であり、電波法に基づいた「電気通信技術者」を配置し、適正な放送設備の管理運営と放送コンテンツ制作を同時に行える当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000040 住民情報システム保守業務委託
	履行場所	情報政策課 外
	種類	業務委託
	概要	住民情報システムにおける、ソフトウェア及びハードウェアの保守業務
相手方	名称	(株)日立システムズ東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	住民情報システムの著作権は同システムの構築業者が所有していることから、他業者では保守業務が行えないため、構築業者である当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000041 住民情報システム仮想化機器等保守業務委託
	履行場所	情報政策課 外
	種類	業務委託
	概要	住民情報システム仮想化機器等における、ソフトウェア及びハードウェアの保守業務
相手方	名称	(株)日立システムズ東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>住民情報システム仮想化機器等に係る保守業務は、現行の住民情報システムに係る保守業務と一体として行う必要があることから、現行の住民情報システムの保守業者である当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000042 地図情報システム保守業務委託
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	地図情報システムの保守を行うことで、安定的な運用を図る。
相手方	名称	株式会社パスコ 福島支店
	代表者	支店長 野呂英樹
	所在地	福島県福島市栄町6番6号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は地図情報システムの開発元である上記業者でなければ行うことができないため、上記業者との随意契約とする。</p>	
<p>工事等担当課名 [情報政策課]</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 4 3 行政情報システム保守業務委託
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	行政情報システムの保守を行うことで、安定的な運用を図る。
相手方	名称	日本電気株式会社 福島支店
	代表者	支店長 小林進
	所在地	福島県福島市本町5番5号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>行政情報システムの著作権は同システムの構築業者が所有していることから、他業者では保守業務が行えないため、構築業者である当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 4 4 イントラネット保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所 外 2 7 施設
	種 類	業務委託
	概 要	イントラネットの保守を委託し、情報通信のセキュリティを確保するとともに、安心して業務が執行できる環境を整備する。
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 福島支店
	代 表 者	支店長 志村光昭
	所 在 地	福島県福島市山下町 5 番 1 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>市のイントラネットに係るセキュリティ設定は、市とイントラネット構築業者である上記業者と協議のうえ決定している。競争入札とするにはセキュリティ設定を公開しなければならず、設定を公開することでイントラネットのセキュリティを保つことが困難になるため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付きしないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4262000045 ICT活用在宅介護システム管理運營業務委託
	履行場所	南相馬市原町区橋本町地内
	種類	業務委託
	概要	ICTを利用して在宅介護を推進するため、ICT活用介護システムの適正な管理運営を行う。
相 手 方	名称	特定非営利活動法人福島県ペンチャー・SOHO・テレカ-共働機構 相双支部
	代表者	支部長 田中 章広
	所在地	南相馬市原町区橋本町一丁目52-5
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>現行の在宅介護システムは上記業者が独自に開発したシステムであることから当該システムを熟知している当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 4 6 超高速インターネット光ファイバ網保守業務委託
	履行場所	南相馬市小高区・鹿島区地内
	種類	業務委託
	概要	小高区・鹿島区に展開する超高速インターネット光ファイバ網の通信用機器を保守管理することで、安定的運用を図るもの。
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 福島支店
	代表者	支店長 志村 光昭
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>超高速インターネット光ファイバ網は、南相馬市民に対し超高速インターネットサービスを提供する通信事業者に貸し出すため敷設したものであり、南相馬市において超高速インターネットサービスを提供できる通信事業者は上記業者のみであることから、当該保守業務についても貸し出しを行う上記通信業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 4 8 特別通過交通制度に関する申請受付等業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種 類	物品委託
	概 要	住民の帰還、地域再生加速のための、帰還困難区域における特別通過交通制度の運用において、住民等からの電話問合せや申込受付業務を実施するために、適切かつ円滑な運用を目的として、受付センターを設置し、住民等の電話問合せ、申請書送付及び案内、申請受付、通行証等の発行業務を行う。
相 手 方	名 称	株式会社もしもしホットライン
	代 表 者	代表取締役社長 竹野 秀昭
	所 在 地	東京都渋谷区代々木 2 - 6 - 5 テレコミュニケーションビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>上記業者は、平成 25 年 7 月から実施している帰還困難区域の特別通過交通制度内容を熟知していること、また、この制度は、最長で 6 か月毎に通行証を更新する必要がある、年度を跨ぐ更新があるという継続性を持ち合わせており、本制度を利用している市民に不便をきたさないようにする必要があることから、上記業者との随意契約をする。</p>	
工事等担当課名 { 危機管理課 }		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000049 防災行政無線システム保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種類	業務委託
	概要	防災行政無線システムにおける、ソフトウェア及びハードウェアの保守点検業務
相手方	名称	日本電気株式会社福島支店
	代表者	支店長 小林 進
	所在地	福島県福島市本町5番5号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項8	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、本市防災行政無線システムの機器及びシステムを構築した施工業者であり、ソフトウェア及びハードウェアの保守点検を実施する上で機器及びシステム構成を熟知しているため、適切な運用を確保できる業者であることから、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [危機管理課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 5 0 原ノ町駅前駐輪場管理業務委託
	履行場所	原ノ町駅西口駐輪場他
	種類	業務委託
	概要	原ノ町駅前駐輪場利用者に対して、自転車等を所定の場所に規則正しく駐輪するなど、利用の遵守を指導する。
相手方	名称	公益財団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	福島県南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [生活環境課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000051 畜犬管理システムバージョンアップ業務委託
	履行場所	南相馬市 生活環境課
	種類	業務委託
	概要	既存で利用している畜犬管理システムのバージョンアップを行い、新OS「Windows7」上でも動作するようにするもの。
相手方	名称	株式会社FSK
	代表者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所在地	福島県いわき市内郷御厨町三丁目168番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、開発元でパッケージ化されたもののシステムの更新を行うものであるが、本庁・小高区・鹿島区を庁内ネットワークで共有しているため、庁内ネットワークの更新作業を伴う業務である。</p> <p>その庁内ネットワークの更新作業ができるのは、既存の庁内ネットワークシステムを構築した当該業者しかいないため、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [生活環境課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 6 0 臨時福祉給付金支給業務委託
	履行場所	南相馬市役所（社会福祉課）
	種類	業務委託
	概要	国の消費税引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的措置として、給付金を支給するためのシステム構築及び窓口、給付業務（人件費含む）を委託するものである。
相手方	名称	株式会社 F S K
	代表者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所在地	いわき市内郷御厩町3 - 1 6 8
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>臨時福祉給付金支給に係るシステムは、住民情報システムとの連携が必要であるため、住民情報システムの導入業者である㈱日立システムズが開発したパッケージをベースにシステムを構築する予定であるが、㈱日立システムズでは、申請受付や給付データ作成までの業務を受託しないことから、同社のパッケージを取り扱うことができ、かつ、申請受付等に関わる人的配置まで対応することができる県内唯一の業者である株式会社F S Kとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [社会福祉課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000061 子育て世帯臨時特例給付金支給業務委託
	履行場所	男女共同こども課
	種類	業務委託
	概要	平成26年4月の消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、市町村が実施主体となり臨時的な給付措置「子育て臨時特例給付金」の支給を行うため、その支給に係るシステム構築及び支給に係るデータ作成、窓口受付ほか業務を委託するもの。
相手方	名称	株式会社 F S K
	代表者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所在地	いわき市内郷御厩町三丁目168
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>子育て世帯臨時特例給付金支給に係るシステムは、住民情報システムとの連携が必要であるため、住民情報システムの導入業者である(株)日立システムズが開発したパッケージをベースにシステムを構築する予定であるが、(株)日立システムズでは、申請受付や給付データ作成までの業務を受託しないことから、同社のパッケージを取り扱うことができ、かつ、申請受付等に関わる人的配置まで対応することができる県内唯一の業者である株式会社F S Kとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 男女共同こども課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 6 2 南相馬市大町地域交流センター機械設備保守点検整備業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大町二丁目 1 1 0 番地
	種類	業務委託
	概要	南相馬市大町地域交流センターの機械設備の故障を未然に防止し、性能及び稼働時間の長期化を図る。
相手方	名称	株式会社 巴商会
	代表者	代表取締役社長 海野 和雄
	所在地	東京都千代田区神田東松下町 27
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>南相馬市大町地域交流センターの機械設備は、木質バイオマスボイラーによる熱電併発を可能とする特殊なシステムであるため、適切な保守点検整備業務を遂行できる事業者は設置業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社巴商会との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [農林整備課 (農林放射線対策課)]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 6 3 旧警戒区域内農地保全管理（原町区）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区江井字堀内前地内 外
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災に伴い発生した津波及び福島第一原子力発電所の影響により避難及び農産物生産の中止を余儀なくされた半径 20km 圏内（旧警戒区域）の農地等において、荒廃抑制・保全管理を行う。
相手方	名称	原町南部復興組合
	代表者	組合長 宝玉義則
	所在地	南相馬市原町区江井字堀内前 21-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記復興組合は、地域の農業者等が構成員であることから、営農再開のための保全管理を実施する農用地の所在地及び地権者について熟知しており、農用地の保全管理に適した作業機器等を保有していることから、当該事業の実施に必要な地権者からの同意取得及び保全管理作業を迅速且つ適格に遂行できる唯一の事業者であるため、当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 農林放射線対策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000064 福島県緊急雇用創出基金事業「まちのみんなの居場所づくり事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	地域雇用再生・創出モデル事業（県緊急雇用創出事業）として実施する事業で、被災者の心身の健康を取り戻し、コミュニティを再生するための居場所づくりを行うとともに、被災求職者を雇用することにより、地域における雇用の場の確保及び人材育成を図る。
相手方	名称	NPO法人はらまちクラブ
	代表者	理事長 江本 節子
	所在地	南相馬市原町区深野字台畑15-2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業の目的である雇用創出、人材育成を効果的、確実に実施できる実現性、具体性があり、震災地域である本市の実情に合った地域に有効、効果がある事業内容による事業者の選定をはかるため、公募型プロポーザルにより選定したもので、3年間継続事業の事業であるため。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000065 福島県緊急雇用創出基金事業 「被災事業所等復興支援事業」業務委託
	履行場所	南相馬市放射線対策総合センター
	種類	業務委託
	概要	当センターにおいて、放射線測定、除染、放射能の環境への影響についての、研究・開発（民間企業、大学、研究機関）及び被災中小企業者への相談等の対応など、施設、人材の集約を行いながら産業の復興と創出及び雇用の創出・確保を図る地域で唯一となる事業を委託する。
相手方	名称	株式会社 ゆめサポート南相馬
	代表者	代表取締役社長 高橋 隆助
	所在地	南相馬市原町区本町1-111
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当センターは、放射線測定、除染、放射能の環境への影響についての、研究・開発及び被災中小企業者への相談等の対応など、施設、人材の集約を図りながら、雇用産業創出を図ることを目的としている。</p> <p>上記事業者はこれまで、産学官連携等、市内の事業者と大学等との連携を図りながら、被災事業者等の復興・復旧を支援してきた。さらに、工業製品における放射線測定の業務を受託していることから、当センターにおける業務の内容についても熟知している。以上の理由から、当該業務の目的を達成できる事業者は上記事業者しかいないため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 6 6 福島県緊急雇用創出基金事業 「農家民宿及び野菜おまかせ便事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	地域雇用再生・創出モデル事業（県緊急雇用創出事業）として実施する事業で、農業体験等を通じて南相馬市のPRと、定期的な野菜の宅配を行い放射能の風評被害のなかでの安全へのPRをするとともに、被災求職者を雇用することにより、地域における雇用の場の確保及び人材育成を図る。
相手方	名称	一般社団法人いちばん星南相馬プロジェクト
	代表者	代表理事 星 巖
	所在地	南相馬市原町区金沢字追合 1 1 6
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業の目的である雇用創出、人材育成を効果的、確実に実施できる実現性、具体性があり、震災地域である本市の実情に合った地域に有効、効果がある事業内容による事業者の選定をはかるため、公募型プロポーザルにより選定したもので、3年間継続事業の事業であるため。</p>	
工事等担当課名 [商工労政課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000067 福島県緊急雇用創出基金事業 「南相馬IT産業創出支援事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
契約内容	種類	業務委託
	概要	地域雇用再生・創出モデル事業（県緊急雇用創出事業）として実施する事業で、放射能の影響を受けない産業の創出と、新しい産業の担い手である人材の育成を目的とし、大手企業などとの共同受注の枠組みや営業支援の枠組みを提供しながら、ソフトウェアやアプリケーション開発の事業を実施するなかで、雇用者の継続したIT技能の向上のためJTによる技術指導と合わせ、起業に必要な知識・技能の習得に向けた支援を実施し起業を促す。
相手方	名称	南相馬市ITコンソーシアム
	代表者	代表 田中 章広
	所在地	南相馬市原町区本町一丁目31番地四ツ葉ビル1F
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>本事業の目的である雇用創出、人材育成を効果的、確実に実施できる実現性、具体性があり、震災地域である本市の実情に合った地域に有効、効果がある事業内容による事業者の選定をはかるため、平成24年度から平成27年度までの継続事業についての公募型プロポーザルの南相馬市地域雇用再生・創出モデル事業選定委員会において選定された当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 6 8 福島県緊急雇用創出基金事業 「地域情報誌活用復興・地域活性化事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	地域雇用再生・創出モデル事業（県緊急雇用創出基金事業）として実施する事業で、地域の復興のため、安心して暮らせる正しい情報を掲載した地域に根ざした情報誌を活用した発行事業を行うことで、若年・女性・障がい者という就職弱者を雇用し、営業、取材、編集にかかる技能を J T を通して人材育成しながら、地域コミュニティの再形成を目指す。
相手方	名称	株式会社 いんぷお .
	代表者	代表取締役 野口 美佐子
	所在地	福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野 7 1 3
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業の目的である雇用創出、人材育成を効果的、確実に実施できる実現性及び具体性があり、震災地域である本市の実情に合った地域に有効かつ効果的な事業内容による事業者の選定をはかるため、平成24年度から平成27年度までの継続事業についての公募型プロポーザルの南相馬市地域雇用再生・創出モデル事業選定委員会において選定された当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [商工労政課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000069 福島県緊急雇用創出基金事業 「地域産業情報収集発信事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	緊急雇用対策として、企業・事業所、空き店舗等の情報を収集し、発信できるデータベースのシステム構築業務を委託し、市内事業所の販路拡大や企業間交流による新たな事業展開、新規事業の創出への支援策につなげる事業を行うことにより、新たな雇用の場の確保を図る。
相手方	名称	ダイコー株式会社
	代表者	代表取締役 大内 正幸
	所在地	南相馬市原町区錦町1-154
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>現行の事業所データベース及び空き店舗等の情報収集・調査についてはこれまでの調査の基礎となるデータの調査・更新については、上記事業者が構築してきたもので、データ、システム設計の積み上げから構築されており、他の事業者が容易に利活用できるものではなく、新規に構築するには、時間的、経済的にも非効率であることから、構造を十分に理解し、将来的にデータベースの更新に係る編集操作性の向上を図り、当該業務の確実な遂行と当該業務目的を達成できる、上記事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4262000070 福島県緊急雇用創出基金事業「市民活動団体復興支援事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	地域雇用再生・創出モデル事業(県緊急雇用創出事業)として実施する事業で、市内の市民活動団体に対し、一般事務業務やイベント開催補助業務等の業務支援を行うことができる人材を、年齢や性別等に関係なく養成するとともに、市民活動の活性化を推進し、地域の復興の支援を行うことで雇用の創出を図る。
相 手 方	名称	南相馬市市民活動サポートセンター
	代表者	運営委員委員長 若松 蓉子
	所在地	南相馬市原町区栄町二丁目20
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本事業の目的である雇用創出、人材育成を効果的、確実に実施できる実現性、具体性があり、震災地域である本市の実情に合った地域に有効、効果がある事業内容による事業者の選定をはかるため、平成24年度から平成27年度までの継続事業についての公募型プロポーザルの南相馬市地域雇用再生・創出モデル事業選定委員会において選定された当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000071 福島県緊急雇用創出基金事業「市内物産・PR販売事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	起業支援型地域雇用創造事業(県緊急雇用創出基金事業)として実施する事業で、商工会議所及び商店連合会等関係団体と連携し、市内事業者が独自に生産・製造する商品の洗い出しを行い、市内物産の市内外へのPRを行う。また、震災以降転出者が増加する中で、上記の商品を中心としたふるさと便等を市外転出者を中心に販売し、ふるさと回帰の一助とする。
相手方	名称	南相馬タウンマネジメント株式会社
	代表者	代表取締役 高橋 真
	所在地	南相馬市原町区益田字零川 11-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業の目的である雇用創出、人材育成を効果的に実施できる実現性と具体性があり、震災地域である本市の実情に合った、地域に有効かつ効果的な事業内容による事業者の選定をはかるため、平成25年度から平成26年度までの継続事業についての公募型プロポーザルの起業支援型地域雇用創造事業業務委託プロポーザル事業選定委員会において選定された当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 7 2 福島県緊急雇用創出基金事業 「放射能除染研究事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	地域雇用再生・創出モデル事業（県緊急雇用創出事業）として実施する事業で、除染研究を産学官民共同で行いながら、地元の技術として確立し、原発被災地の除染に活用するにあたり、雇用者に対し除染研究現場等において研修指導による人材育成を実施することにより、この技術が今後の継続的除染に対して活用されることで、本市および地域の安全安心づくりと復興に寄与する。
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬除染研究所
	代 表 者	理事長 高橋 荘平
	所 在 地	南相馬市原町区二見町一丁目6番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本事業の目的である雇用創出、人材育成を効果的、確実に実施できる実現性、具体性があり、震災地域である本市の実情に合った地域に有効、効果がある事業内容による事業者の選定をはかるため、平成24年度から平成27年度までの継続事業についての公募型プロポーザルの南相馬市地域雇用再生・創出モデル事業選定委員会において選定された当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 7 3 福島県緊急雇用創出基金事業「森林除染と木質再利用事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	地域雇用再生・創出モデル事業（県緊急雇用創出事業）として実施する事業で、森林伐採、木質チップ製造などの技術及び製造に必要な環境を活用して、森林除染の方法、除染伐採に伴う汚染木質の減容化、木質の再利用等の研究を産学官民共同で行い、研究及び製造の現場等にて研修指導による人材育成を通して技術を実践することで新しい産業を生み出し復興に寄与する。
相手方	名称	株式会社 箱崎林業
	代表者	代表取締役 箱崎 俊一
	所在地	南相馬市原町区深野字入龍田 1 1 7 - 4
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業の目的である雇用創出、人材育成を効果的、確実に実施できる実現性、具体性があり、震災地域である本市の実情に合った地域に有効、効果がある事業内容による事業者の選定をはかるため、平成24年度から平成27年度までの継続事業についての公募型プロポーザルの南相馬市地域雇用再生・創出モデル事業選定委員会において選定された当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [商工労政課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4262000074 福島県緊急雇用創出基金事業 「南相馬ロボット産業推進事業」業務委託
	履行場所	商工労政課
	種類	業務委託
	概要	地域の工業生産を回復させ、基盤産業である機械工業関連産業の復興のため、原発作業や除染作業などに使用するロボットの研究・開発や、ロボット技術分野への連携、参画などにより、新分野への進出を促進し、南相馬市をロボット関連産業の拠点とするための事業を行うことにより、新たな雇用の場の確保を図る。
相 手 方	名称	(株)ゆめサポート南相馬
	代表者	代表取締役社長 高橋 隆助
	所在地	南相馬市原町区本町1-111
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業は、地域の産業復興と基盤産業である機械工業関連産業の復活のため、原発対策の関連産業のなかで、本市をロボット関連産業の拠点とすることを旨とするもので、上記事業者は、震災以前より、基盤産業の育成支援に携わり、南相馬市ロボット産業協議会の事務局を務めなど、関連する事業の実施及び関係機関との連携を行ってきた実績から、本事業の業務内容に熟知しており、さらなる発展も期待できることから、本事業の目的を達成できる上記事業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 7 5 工業製品放射線測定業務委託
	履行場所	サンライフ南相馬
	種類	業務委託
	概要	市内企業に対する放射線風評被害抑制のため、工業製品の放射線量の測定、放射線関連の技術アドバイス、測定結果報告書発行等を行う。
相手方	名称	株式会社ゆめサポート南相馬
	代表者	代表取締役社長 高橋隆助
	所在地	南相馬市原町区本町一丁目111番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、放射線に対する専門的知識及び技術を要することから、独立行政法人産業技術総合研究所の指導を受け、平成23年度から当事業を受託している放射線の専門知識及び技術を有する上記事業所と随意契約する。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000077 ニューツーリズム支援事業宿泊助成業務委託
	履行場所	道の駅南相馬観光交流館内
	種類	業務委託
	概要	ニューツーリズム支援事業宿泊助成金交付要綱に基づき、宿泊助成金交付申請書の受付・助成金の支給等を行うこと。
相手方	名称	南相馬市ふるさと回帰支援センター運営委員会
	代表者	会長 門馬 浩二
	所在地	南相馬市原町区高見町二丁目30番地の1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業は、市内で田舎暮らし体験を実施する農家民宿等に対して、宿泊料金の一部を助成し、宿泊者の負担を軽減することにより、多くの観光客に体験プログラムを体験させ、交流人口の拡大を図るもので、この事業を履行できる業者は、野馬追の郷・IJU 美ジョンの具体的推進計画に基づき、市内の構成団体等の異業種で連携し、多様な情報の発信を提供している南相馬市ふるさと回帰支援センター運営委員会のみであるため、当該運営委員会との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [観光交流課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4262000078 復興支援ツアー誘致事業業務委託
	履行場所	野馬追通り銘醸館（南相馬市原町区本町二丁目52番地）
	種類	業務委託
	概要	甚大な被害を受けた観光産業を復興させるため、本市へのツアーを実施した旅行事業者に対し助成金を支給し、旅行者を呼び込むことで、本市の現状を理解していただき、風評被害払拭と、市内消費拡大による地域経済の復興を図る。 委託内容 助成金支給業務 復興支援ツアーを実施した旅行事業者に対し助成金の支給する 復興支援ツアー助成金制度周知業務 ホームページによる本事業のPR及び旅行事業者への宣伝活動を行なう 南相馬市観光ボランティアガイド窓口業務 南相馬市観光ボランティアガイドの申請受付及びボランティアガイドの連絡調整を行う
相 手 方	名称	社団法人 原町観光協会
	代表者	会長 太田 正克
	所在地	南相馬市原町区本町二丁目52番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業を受託し効果を上げるには、本市の観光産業に深く精通するとともに、市内事業者等とのネットワークが構築されている必要がある。その条件を満たしているのは原町観光協会のみであり、当該業者は市内の経済団体をはじめ多くの事業所の会員から成り立っているため、会員相互の連携によりツアー実施に向けたプログラム作成や誘客活動にも優位性が高いほか、野馬追通り銘醸館の指定管理者も兼ねており、年間を通じた自主事業やイベントの開催、本市独自の名産品販売をツアープログラムに盛り込むことにより、より一層の観光客誘致と顧客サービスの充実を図ることが可能であることから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [観光交流課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 7 9 小高区道路維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区内
	種類	業務委託
	概要	小高区内市道の円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するために、草刈、側溝等道路施設の清掃等の維持管理を行う。
相手方	名称	南相馬市小高建設業組合
	代表者	組合長 玉川光信
	所在地	福島県南相馬市小高区藤木1丁目30番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	上記業者は、小高区内全域の市道状況を掌握しており、市からの緊急的な業務に充分に対応できる実績を有していることから、上記業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [土木課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 8 0 鹿島区道路維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区内
	種類	業務委託
	概要	鹿島区内市道の円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するために、草刈、側溝等道路施設の清掃等の維持管理を行う。
相手方	名称	南相馬市鹿島建設業組合
	代表者	組合長 加藤幸男
	所在地	福島県南相馬市鹿島区川子字滝沢 153 - 1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は、鹿島区内全域の市道状況を掌握しており、市からの緊急的な業務に充分に対応できる実績を有していることから、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [土木課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 8 3 市営住宅植栽管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区仲町三丁目(仲町団地)地内外
	種類	業務委託
	概要	市営住宅(仲町・桜井町・国見町・二見町・東町・三島町・北長野・中里)の植栽を管理し、快適な生活環境を確保する
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な業務であり、当該業者は当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [建築住宅課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000085 旧警戒区域内農地保全管理(小高区津波被災地区)業務委託
	履行場所	南相馬市小高区塚原字浜田地内外
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故の影響により、避難及び農産物生産の中止を余儀なくされた半径20km圏内(旧警戒区域)の農地等において、営農再開を目指し荒廃抑制・保全管理(除草等)を行う。
相手方	名称	ふるさと小高区地域農業復興組合
	代表者	組合長 佐藤 良一
	所在地	南相馬市小高区東町一丁目122番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記復興組合は、地域の農業者等が構成員であることから、営農再開のための保全管理を実施する農用地の所在地及び地権者について熟知しており、農用地の保全管理に適した作業機器等を保有していることから、当該事業の実施に必要な地権者からの同意取得及び保全管理作業を迅速且つ適格に遂行できる唯一の事業者であるため、当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [小高区産業建設課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 8 6 旧警戒区域内農地保全管理（小高区原発事故被災地区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区飯崎字仲沖地内外
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故の影響により、避難及び農産物生産の中止を余儀なくされた半径20km圏内（旧警戒区域）の農地等において、営農再開を目指し荒廃抑制・保全管理（除草等）を行う。
相手方	名称	小高区ふるさと農地復興組合
	代表者	組合長 佐藤 重幸
	所在地	南相馬市小高区大町2-74
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記復興組合は、地域の農業者等が構成員であることから、営農再開のための保全管理を実施する農用地の所在地及び地権者について熟知しており、農用地の保全管理に適した作業機器等を保有していることから、当該事業の実施に必要な地権者からの同意取得及び保全管理作業を迅速且つ適格に遂行できる唯一の事業者であるため、当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [小高区産業建設課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000089 学校管理業務委託
	履行場所	市内小中学校
	種類	業務委託
	概要	南相馬市内の各小中学校の児童生徒が安全安心な学校生活を送れるように校内外の整備管理や清掃等を行う。
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000093 博物館清掃業務委託
	履行場所	南相馬市博物館
	種類	業務委託
	概要	南相馬市博物館の環境美化および施設保全のため、館内および敷地内の清掃を行うもの。
相手方	名称	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は軽易な清掃業務であり、公益社団法人 南相馬市シルバー人材センターはその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また高年齢者の就業機会の拡大および社会参加に寄与するため、当該業者と随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 { 文化財課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 0 9 5 新刊全件マーク作成業務委託
	履行場所	南相馬市立中央図書館
	種類	物品委託
	概要	新刊全件マーク【毎年発行される出版点数、約70,000件の定期的なデータの提供】の作成業務を行うもの。
相手方	名称	株式会社図書館流通センター
	代表者	代表取締役 渡辺 太郎
	所在地	東京都文京区大塚3丁目1番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、現在図書館で使用している図書館システムに取り込むための書誌データ（図書の基本情報）を作成する業務であり、当該業者は、当該図書館システムに対応し、かつ、十分な量のデータを作成できる唯一の業者であることから、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 中央図書館 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000096 駐車場ゲート機器保守業務委託
	履行場所	南相馬市立中央図書館・市民情報交流センター
	種類	物品委託
	概要	中央図書館・市民情報交流センターの駐車場ゲート機器の適正な状態を保つため、点検・調整等の機器保守管理を行うもの。
相手方	名称	アマノ株式会社郡山支店
	代表者	支店長 梅木 英二
	所在地	福島県郡山市島1丁目24番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>該当業者は、駐車場ゲート機器の設置業者であり、保守管理業務においても故障・補修時における速やかな派遣、措置を迅速に行うことができる。また、遠隔監視による詳細な運行管理を行うことができる唯一の業者であることから上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 中央図書館 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 9 7 南相馬市総合計画および国土利用計画策定支援業務委託
	履行場所	企画課
	種類	業務委託
	概要	南相馬市総合計画および国土利用計画策定支援、同計画策定にあたっての各種会議、市民懇談会、市民説明会等開催の支援、基礎データの分析、土地利用分析など
相手方	名称	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所
	代表者	所長 小川 真人
	所在地	宮城県仙台市青葉区二日町 1 1 番 1 1 号
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、平成 2 5 年度「まちづくり基礎調査業務」を委託している業者である。当該業者選定にあたっては、「南相馬市まちづくり基礎調査業務委託事業者プロポーザル選定審査委員会」において審査し選定した業者である。</p> <p>平成 2 6 年度の計画策定業務においても、2 5 年度の調査結果や作成支援を頂いている基本構想（案）を用いながら、連続性を持って、基本構想、基本計画、国土利用計画の作成を行う必要があることから、当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 { 企画課 }		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000098 生涯学習センター(原町、ひばり)施設管理業務委託
	履行場所	原町、ひばり生涯学習センター
	種類	業務委託
	概要	原町・ひばり生涯学習センターの、夜間・休祝日における適切な施設利用と、管理運営を図るため管理人による施設管理業務を行う。
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
<p>工事等担当課名 { 文化スポーツ課 }</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000099 旧警戒区域内一時帰宅交通支援事業マネジメント業務委託
	履行場所	企画課
	種類	業務委託
	概要	旧警戒区域の一時帰宅に関し、移動手段に支障をきたしている仮設住宅入居者等を対象として、ジャンボタクシーを運行し、一時帰宅の支援を図る。
相手方	名称	国立大学法人福島大学
	代表者	学長 入戸野 修
	所在地	福島市金谷川1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>一時帰宅交通支援事業については、単なるタクシーの運行だけではなく、事業の周知・広報業務、運行計画立案・利用者サービス立案業務、予約配車業務、利用者調査業務等も含まれ、さらに東北運輸局との協議も必要とすることから、タクシー会社のみでは迅速な事業展開が難しい事業であり、総合的にマネジメントすることが求められる。</p> <p>福島大学は、公共交通を専門的に調査、研究を行っており、当該業務を実施できるのは福島大学しかいないため、福島大学との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [企画課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000100 ウェブカメラ維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区、小高区地内及びデータセンター内
	種類	業務委託
	概要	旧警戒区域内に設置整備したウェブカメラからの映像を、未だ帰還できない市民に、南相馬市のホームページ及び南相馬チャンネルにより閲覧できるように運用し、帰還の持続と地域犯罪の抑制を図るとともに、併せて、気象観測装置からの気象情報の提供を行うためにウェブカメラシステム全般の維持と管理を行う。
相手方	名称	株式会社 メディアシステム
	代表者	代表取締役 渡邊 弘志
	所在地	福島市御山字稲荷田 83-2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 当該業者は、ウェブカメラシステムの設置業者であり、当該業務は、各機器の動作状態の確認やサーバーを設置しているデータセンターからの遠隔確認等を行うものであることから、当該システムの設置業者しか業務を行えないことから、当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 { 企画課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 1 0 1 横川ダム施設維持管理業務委託
	履行場所	横川ダム管理事務所
	種類	業務委託
	概要	横川ダム幹線水路の除草清掃等、受益地内の水路巡視、及び施設の維持管理業務を委託するもの。
相手方	名称	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目7番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記業者のシルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 農林水産課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000102 高の倉ダム施設維持管理業務委託
	履行場所	高の倉ダム管理事務所
	種類	業務委託
	概要	高の倉ダム幹線水路の除草清掃等、受益地内の水路巡視、及び施設の維持管理業務を委託するもの。
相手方	名称	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記業者のシルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [農林水産課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4626000140 自家用電気工作物保安管理・デマンド監視業務委託
	履行場所	石神第一小学校外20校
	種類	業務委託
	概要	学校施設の電気事業法に基づく保安管理業務である各種点検（月次点検、年次点検、臨時点検等）を行い、又、事故発生時の指導助言、立入検査をするなど施設の安全確保を図る保守点検業務を行う。 また、デマンド監視装置のウェブ閲覧サービスにより、電力計測・電気使用量の管理を行い、デマンド値抑制のアドバイスを受け、電気料金の削減を図る。
相手方	名称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代表者	事業本部長 斎藤 繁夫
	所在地	福島県福島市矢剣町1番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、当該設備を熟知しており、災害等の緊急時には迅速に専門技術者を派遣することが可能な業者で、当該施設の安全の確保ができる。また、設置されているデマンド監視装置のウェブ閲覧サービスの提供があった業者でもあり、当該監視装置を利用した業務の遂行ができる当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 教育総務課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000141 小高生涯学習センター「浮舟文化会館」空調設備保守点検業務委託
	履行場所	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」
	種類	業務委託
	概要	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」の空調設備の機能維持を図るため、保守点検を行う。
相手方	名称	オーク設備工業株式会社東北営業所
	代表者	所長 菅原 一 誠
	所在地	仙台市宮城野区榴岡4 - 6 - 1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該設備の保守点検については、冷温水発生機等、特殊な機器の保守点検を行うため、メーカーの専門的技術を習得している業者でなければ履行できないことから、当該設備の設置業者である当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 【文化スポーツ課】		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 1 4 6 南相馬市農地除染作業業務委託
	履行場所	南相馬市一円
	種類	物品委託
	概要	除染特別地域を除く地域の農地について除染等の措置を実施するとともに、除染等で発生する除去土壌等を仮置き場等へ収集運搬を行う。
相手方	名称	清水建設株式会社東北支店
	代表者	常務執行役員支店長 竹浪 浩
	所在地	宮城県仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 7 号
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>農地除染については、平成 26 年度の水稲作付けに向け農業用水路を先行し発注している。農地（田畑）及び農道の除染についても、平成 27 年度の作付けに向け早急に実施、完了する必要がある。</p> <p>本業務については、今年度の水稲作付面積が目標を大きく下回ったことにより、稲作期間中の用水供給のため周辺農地と一緒に除染できない農業用水路が大幅に減り、農業用水路除染との現場管理、作業管理、スケジュール調整等、水路と農地と一緒に除染できる箇所が大幅に増加した。</p> <p>また、地区説明会の開催、情報の発信、作業員及び運搬車両の共有化等、農業用水路除染と密接に進めることで効果的かつ効率的に除染を実施できる。</p> <p>このことから、計画的な履行が可能な南相馬市農地除染作業（農業用水路及び一時集積所）業務委託の受託者である当該業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [農地除染課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 1 5 0 放射性セシウム水稻吸収抑制調査等業務委託
	履行場所	市内一円
	種類	業務委託
	概要	放射性物質の影響を受けた農業の再生を推進するため、新たに大学へ委託し水稻の実証栽培を行い、農地・農業用水に関する放射性物質対策の効果について調査・検証を行う。
相手方	名称	国立大学法人 新潟大学
	代表者	学長 高橋 姿
	所在地	新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8 0 5 0
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>市としては、基準値（100 B q /Kg）超過米の発生防止に向けた生産技術の早期確立が必要なことから、平成 25 年度で基準値超過米が生産された原町区太田地内の圃場を試験圃場と位置付けた。</p> <p>新潟大学は、平成 25 年度において基準値超米が生産された原町区太田地内の水田において放射性物質の影響等調査（土壌中放射性セシウム含量分析調査・土壌カリウム含量（水溶性 + 交換性）変化調査、粘土含量と稲わらへのセシウム移行試験等）の実績に基づく調査基礎数値を保有しており、平成 25 年産米と平成 26 年米の稲作における放射性物質の影響等の比較検証が可能である。</p> <p>また、本年度調査を予定している「農業用水とセシウムとの因果調査等」の調査技術及び体制が確立され、連携する福島大学による解析能力を有している。</p> <p>加えて、新潟大学は、これまでの調査により地元生産農家との協力体制が確立されていることから、新潟大学と随意契約により調査業務委託をするものである。</p>	
工事等担当課名〔農政課〕		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 1 5 2 牛越浄水場除染作業業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原地内外
	種類	業務委託
	概要	牛越浄水場除染作業 1式
相手方	名称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノ共同企業体 (株)竹中工務店東北支店
	代表者	支店長 八木下知己
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町3-4-33
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	本業務委託は南相馬市除染対策課で発注している生活圏除染事業と並行し実施するものである。生活圏除染において、仮置き場が確保され牛越地区で除染作業が実施中であり、除染後の洗浄排水や発生土壌等の汚染除去物についても生活圏除染と一体で処理することで、地元行政区とも調整済な事から、当該業者と随意契約としたい。	
工事等担当課名 { 水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 1 7 6 平成 2 6 年度国民健康保険制度改正に係るシステム改修業務委託
	履行場所	市民課
	種類	業務委託
	概要	7 0 歳未満の国保被保険者の高額療養費の細分化、国民健康保険税の賦課限度額の見直し等、平成 2 6 年度以降の国民健康保険制度改正に対応するための住民情報システムの改修を行うもの。
相手方	名称	株式会社 日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	仙台市青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、本市で導入している基幹システム及びサブシステム (H 2 4 年度から 5 カ年の長期継続契約) の制度改正の適用に伴うシステム改修である。そのため、当該処理を適正に遂行できるのは、当該システムを開発し、システムの運用方法にも精通している上記業者しかないので、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [市民課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 1 7 7 南相馬市超高速インターネット光ファイバーケーブル支障移転業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区江垂字法切地内
	種類	委託
	概要	N T T 所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの移転
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 福島支店
	代表者	支店長 澁谷 直樹
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者とは、平成20年3月にプロポーザル方式により、地方公共団体が電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約（IRU契約）を締結した。現在も継続している契約であり、今回の業務委託の内容については、光ファイバ網に関する保守・修繕についての提案に含まれていたことから、東日本電信電話（株）福島支店と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔 情報政策課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 1 8 7 復興事業に係る土地情報調査業務委託
	履行場所	南相馬市災害危険区域
	種類	調査業務委託
	概要	土地情報調査及びデータベース構築業務委託(権利等調査) 調査対象地区 南相馬市災害危険区域(1,980ha)
相手方	名称	㈱千代田コンサルタント 南相馬事務所
	代表者	所長 中村 敏寛
	所在地	福島県南相馬市原町区旭町3丁目38番地1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>現在、南相馬市において、土地改良事業、再生可能エネルギー事業、復興工業団地造成事業、植物工場、海岸防災林等の復興事業が計画されており、その事業用地は、防災集団移転促進事業で買取した土地を土地改良事業に編入し、創出した非農用地等を充てることとしている。</p> <p>この業者は防災集団移転支援業務及び防災集団移転区画整理業務を受託し、南相馬市の移転促進区域の地積図及び登記簿情報等をデータベース化し、土地情報の管理・運用を図っている。防集事業と復興事業の土地情報は密接に関係し、日々更新される移転促進地域の土地情報と復興事業用地の土地情報を一体的に管理しなければ不完全なものとなることが想定される。日々更新される土地情報と復興事業の進捗状況の変化に対応しながら進めることが可能となるため随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 都市計画課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 1 8 8 南相馬市国民健康保険証作成及び封入封緘業務委託
	履行場所	市民課
	種類	業務委託
	概要	国民健康保険証の一斉更新をするため、全被保険者の被保険者証の作成及び封入封緘する業務を委託するもの。
相 手 方	名称	株式会社 F S K
	代表者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所在地	いわき市内郷御厩町三丁目168
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、納品後の差し替え作業が発生するため、データ引渡しからデータ加工、保険証の作成、封入封緘、納品までの一連の作業を一括して行い短期間に実施する必要がある。上記業者は、保険証の印字から封入封緘までの作業工程を一括して処理することのできる機械をもっているため、この特殊性を活かした短期間かつ正確な業務遂行が可能である。</p> <p>一連の作業工程を機械処理で短期間かつ正確に行う技術と実績を有するのは上記業者のみであるため、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [市民課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000189 南相馬市北庁舎イントラネットワーク構築業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内
	種類	イントラネットワーク構築業務委託
	概要	新築される北庁舎内へ情報通信設備を整備し、北庁舎での業務運用を円滑に行うため、本庁舎と北庁舎間でのイントラネットワークの接続を行う。
相手方	名称	東日本電信電話株式会社
	代表者	福島支店長 志村光昭
	所在地	福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>南相馬市役所のイントラネットワーク構築については、当該業者が長期継続契約にてネットワーク環境の保守及び管理を行っており、今回整備する北庁舎へのイントラネットワークを構築するには、本庁舎から北庁舎への専用回線にて引込む必要があることから随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名〔総務部 財政課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 1 9 0 南相馬市北庁舎建設整備構内電話機移設業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内
	種類	電話移設業務委託
	概要	西庁舎で使用している電話設備を整備し、北庁舎での業務運用を円滑に行うため、本庁舎と北庁舎の電話線を占用線で接続すると同時に事務室内への電話回線整備を図る。
相手方	名称	扶桑電通株式会社東北支店
	代表者	執行役員支店長 高橋 秀仁
	所在地	宮城県仙台市青葉町一番町 2 - 1 - 2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>南相馬市役所内の内線電話及び専用回線網等を構築するPBX電話交換機（構内電話交換機）については、当該業者が長期継続契約にて機器の提供及び管理等を行っており、今回整備する北庁舎への内線電話及び専用回線網の引込についても同PBX電話交換機を経由して構築する必要があることから随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名〔総務部 財政課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。